

## 1-12 水浴場水質判定基準

1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
  - ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
  - ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
  - ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
  - ・これら以外のものを「水質C」とする。

| 項目<br>区分 |      | ふん便性大腸菌群数                    | 油膜の有無        | COD                             | 透明度                 |
|----------|------|------------------------------|--------------|---------------------------------|---------------------|
| 適        | 水質AA | 不 検 出<br>(検出限界<br>2 個/100mL) | 油膜が認められない    | 2 mg/L 以下<br>(湖沼は<br>3 mg/L 以下) | 全透<br>(1 m以上)       |
|          | 水質A  | 100 個/100mL 以下               | 油膜が認められない    | 2 mg/L 以下<br>(湖沼は<br>3 mg/L 以下) | 全透<br>(1 m以上)       |
| 可        | 水質B  | 400 個/100mL 以下               | 常時は油膜が認められない | 5 mg/L 以下                       | 1 m未満<br>～ 5 0 cm以上 |
|          | 水質C  | 1,000 個/100mL 以下             | 常時は油膜が認められない | 8 mg/L 以下                       | 1 m未満<br>～ 5 0 cm以上 |
| 不適       |      | 1,000 個/100mL を超えるもの         | 常時油膜が認められる   | 8 mg/L 超                        | 5 0 cm未満※           |
| 測定方法     |      | 付表1の第1又は第2に定める方法             | 目視による観察      | 日本工業規格 K0102の17に定める方法           | 付表2に定める方法           |

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- (1) 「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100mL を超える測定値が1以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。